

## 議案第 7 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴う新たな手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表道路位置指定事項証明書交付手数料の項の次に次のように加える。

敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円

に係る認定申請手数料		
------------	--	--

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の目」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の目」に改め、同表建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項及び同項の次の摘要の14中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案				現行				
(略)				(略)				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額	
(略)				(略)				
道路位置指定事項証明書交付手数料	(略)		(略)	道路位置指定事項証明書交付手数料	(略)		(略)	
敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査		1件につき 27,000円	(新設)				
道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査		1件につき 27,000円	(新設)				
(略)				(略)				
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第	申請に係る低炭素建築物新築等計画の画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第	(略)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第	申請に係る低炭素建築物新築等計画の画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第	(略)	
			(略)					(略)
			(略)					(略)
			(略)					(略)

<p>53 条第 1項 の規 定に よる 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査</p>	<p>53号) 第15 条第1 項に規 定する 登録建 築物エ ネルギー 消費 性能判 定機関 (申請 に係る 建築物 の住宅 部分に 係る部 分にあ っては、 登録住 宅性能 評価機 関。以下 「登録 建築物 エネル ギー消 費性能 判定機 関等」と いう。)  により 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第 54条 第1項 各号に 掲げる 基準に 適合し ている と認め られた ものそ の他こ れに類 するも のとし て市長 が定め るもの である 場合</p>			(略)	(略)
<p>53 条第 1項 の規 定に よる 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査</p>	<p>53号) 第15 条第1 項に規 定する 登録建 築物エ ネルギー 消費 性能判 定機関 (申請 に係る 建築物 の住宅 部分に 係る部 分にあ っては、 登録住 宅性能 評価機 関。以下 「登録 建築物 エネル ギー消 費性能 判定機 関等」と いう。)  により 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第 54条 第1項 各号に 掲げる 基準に 適合し ている と認め られた ものそ の他こ れに類 するも のとし て市長 が定め るもの である 場合</p>			(略)	(略)

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)



認定 の申 請に 対す る審 査					認定 の申 請に 対す る審 査				
<p>(摘要)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第2項(第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、摘要の7、摘要の9、摘要の10、摘要の12若しくは摘要の13に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。</p>					<p>(摘要)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第2項(第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、摘要の7、摘要の9、摘要の10、摘要の12若しくは摘要の13に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。</p>				
				(略)					(略)